

契約保証証券

証券番号 第 NC13817402 号
令和 6年 8月 2日

| | | |
|-------------------|--|---------------------|
| 債権者 | PayPay 株式会社提供の PayPay 残高利用規約に基づき、PayPay マネーアカウント（給与受取）を利用する者 | |
| 債務者 (指定資金移動業者) | 指定番号 | 厚生労働大臣 第 00001 号 |
| | 商号 | PayPay 株式会社 |
| | 代表者 | 代表取締役 中山 一郎 |
| | 住所 | 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 |

| | | |
|-------|----------------|------------------------------------|
| 保証金額 | | 金 100,000,000,000 円 |
| 保証期間 | | 始期 令和 6年 8月 14日 終期 令和 7年 8月 13日 |
| 契約の内容 | 契約の名称 および概要 | 「PayPay 残高利用規約」 |
| | 証券作成日 | 令和 6年 8月 2日 |
| | 証券作成地 | 東京 |

保証人は、保証委託者である債務者と連帯して債権者に対して添付の契約保証基本約款に従うことを約し、本契約保証証券をもってその証とします。

<ご注意>

- この契約保証証券に債務者および保証人の記名のないものは無効です。
- この契約保証証券を訂正したものは無効です。
- この契約保証証券における保証内容(当社の負担する危険を含みます。)については、この契約保証証券、契約保証基本約款に定めていますのでご確認ください。

| |
|----|
| 備考 |
|----|

保証人

住所 東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地
名称 三井住友海上火災保険株式会社
代表者の氏名 取締役社長 船曳 真一郎

| |
|---|
| 連絡先 三井住友海上火災保険 PayPay 給与受取 保証サービスお問合せセンター 電話番号：0120-632-528 営業時間：9:00~17:00 (年中無休) |
|---|

PayPay マネーアカウント（給与受取）に係る保証（契約保証基本約款）

本約款は、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号に基づく厚生労働大臣の指定を受けた PayPay 株式会社を債務者とし、債権者が利用する給与受取口座および PayPay マネーアカウント（給与受取）の口座残高に係る債務を主たる債務として、債務者からの保証委託（以下「本保証委託」といいます。）を受けた保証人である三井住友海上火災保険株式会社が定めるものです。

本約款において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

「債務者」とは、契約保証証券記載の債務者をいいます。

「債権者」とは、契約保証証券記載の債権者をいいます。

「保証人」とは、契約保証証券記載の保証人をいいます。

「給与受取口座」とは、PayPay 残高利用規約にて定義される債権者名義の口座であって、債権者を雇用する者（当該者が複数存在する場合はいずれの者も含む。以下同じ。）の債権者に対する労働基準法第24条第1項に基づく貸金支払の方法として利用されるものをいいます。

「PayPay マネーアカウント（給与受取）」とは、PayPay 残高利用規約にて定義される PayPay マネー（給与）を電磁的に記録し保管するために必要な口座であって、債権者を雇用する者の債権者に対する労働基準法第24条第1項に基づく貸金支払の方法として利用されるものをいいます。

第1条（保証債務の負担）

（1）保証人は、債権者に対し、この契約保証証券記載の契約（以下「主契約」といいます。）に基づき債務者が債権者に対してそれぞれ本約款に基づく保証契約成立時および将来負担する債権者名義の給与受取口座に記録されている金額および PayPay マネーアカウント（給与受取）に記録されている残高に係る債務（当該債務に関する違約金、損害賠償その他当該債務に従たるすべてのものを除きます。以下「主債務」といいます。）について、（3）に定める元本確定事由発生時点の主債務額を保証します（以下、当該保証に基づく保証人の債権者に対する債務を「保証債務」といいます。）。

（2）（1）に規定する主債務額は、元本確定事由発生時点における、給与受取口座に記録されている金額および PayPay マネーアカウント（給与受取）に記録されている残高の相当額（出金等の取引において為替処理中の部分を含みます。）とします。

（3）（1）に規定する元本確定事由は、債務者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立てもしくは外国倒産処理手続の承認の申立てまたは資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て（以下、総称して「破産手続き開始の申立て等」といいます。）がなされたことをいいます。

第2条（保証債務の履行）

（1）第1条（保証債務の負担）（3）に規定する元本確定事由が生じた場合、保証人は第1条（保証債務の負担）（2）に規定する主債務額を、債権者が債務者に予め届出している保証金受取口座への振込により、債務者に係る破産手続き開始の申立て等が行われてから6営業日以内に支払います。なお、支払時に係る振込手数料は保証人が負担します。

（2）債務者に第1条（保証債務の負担）（3）に規定する元本確定事由が発生したときは、保証人は、債権者に対し、直ちに、今後の手順等必要な事項を通知する等必要な措置を講じることとします。

第3条（保証履行不能事由）

（1）次のいずれかの事由およびこれらに準じる保証人の責によらない事由のうち、これにより保証人による本約款に基づく保証債務の履行が客観的に不可能となったと保証人が合理的に判断する事由（以

下、「保証履行不能事由」といいます。）が発生していないことを条件に、保証人は第1条（保証債務の負担）（1）の規定により主債務額を保証します。ただし、保証履行不能事由は、保証人の保証債務を免除するものではなく、保証履行不能事由が発生している期間にかかる保証人の履行遅滞責任その他一切の責任のみを免除するものとし、保証人は、保証履行不能事由が解消された場合には、直ちに保証債務を履行するものとします。

① 天災・戦争の勃発

② 電気・通信・各種決済システムの不通・障害

③ 東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由（ただし、保証人その他の東京インターバンク市場の参加者の責に帰すことができない事由に限る）

（2）債権者は、（i）保証人に次のいずれかの事由が生じたことにより、資金決済に関する法律第46条の供託命令を受けて行う履行保証金の供託（保証人が債務者との履行保証金保全契約に基づき行うものに限る）のために締結するコミットメントライン契約の貸出人が当該コミットメントライン契約の解約もしくは極度額の減額を行った場合、（ii）当該コミットメントライン契約が更新されずに終了した場合のいずれにおいても、資金用途を同じくする他のコミットメントライン契約その他の同等以上の流動性確保のための契約が締結されなかった場合は、保証人が本約款に基づく保証契約を解除できることにつき同意します。

① 支払の停止もしくは特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始またはこれに準ずる倒産手続の申立てがあったとき

② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき

③ 預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が發送されたとき

④ 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

第4条（譲渡、買入れの禁止）

債権者は、この契約保証証券に基づく保証人に対する債権を保証人の書面による事前の承諾ある場合を除いて、第三者に譲渡または買入れをすることはできません。

第5条（代位）

保証人が保証債務を履行したときは、保証人は、保証債務を履行した範囲内かつ主契約に基づく債権者の権利を害さない範囲において、債権者に代位し、債権者の有する一切の権利を行使することができるものとします。

第6条（個人情報の提供同意）

債権者は、保証債務の履行または本保証委託の事務に際し、保証人およびその委託先が債務者に債権者の氏名その他の必要な個人情報を提供することについて、本約款の締結をもって予め同意するものとします。

第7条（変更手続）

（1）債権者は、債務者に届け出ている事項に変更があった場合には、債務者が別途指定している手続に従い、変更手続を行うこととします。

（2）債権者が（1）の変更手続を怠ったことにより保証人の保証債務の履行が遅滞したときは、保証人はその遅滞に係る責任を負わないこととします。

第8条（反社会的勢力の排除）

（1）保証人は、債務者または債権者が次のいずれかに該当する場合には、債権者に対する書面による

通知をもって、本約款に基づく保証契約を解除することができます。

- ① 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2)(1)の規定による解除が第1条(保証債務の負担)(3)に規定する元本確定事由が発生した後になされた場合であっても、その元本確定事由が(1)①から⑤までの事由が生じた時以後に発生したときは、当社は、保証債務を負わないものとします。この場合において、既に保証金額を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第9条(保証契約の終了)

(1)本約款に基づく保証契約は、債権者の有する給与受取口座およびPayPay マネーアカウント(給与受取)が解約された場合または債務者が給与受取口座およびPayPay マネーアカウント(給与受取)に係る債権者に対するサービスを終了した場合であって、債務者によって債権者の有する給与受取口座に記録されている金額およびPayPay マネーアカウント(給与受取)の残高に相当する額が払い戻された日までとします。

(2)本約款に基づく保証契約に係る債務者と保証人との間の保証委託契約が、第1条(保証債務の負担)(3)に規定する元本確定事由の発生時よりも前に解除された場合、本約款に基づく保証契約は終了するものとし、その後元本確定事由が生じたとしても保証人は本約款に基づく保証契約上の保証債務を負担しないものとします。

第10条(準拠法および専属的合意管轄)

本約款に基づく保証契約の準拠法は日本法とし、本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。